令和７年度における公正取引委員会の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和７年３月２８日
公 正 取 引 委 員 会

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「法」という。）第６条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成２５年４月２３日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和７年度における公正取引委員会の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

１　障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第２条第４項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、調達件数又は調達金額のどちらかの合計が前年度実績を上回ることを目標とする。

また、障害者就労施設等からの物品等の調達の好事例等を全ての部局並びに地方事務所及び支所（以下、地方事務所及び支所を「地方事務所等」という。）に周知するとともに、調達事務担当者向けの研修の際に障害者就労施設等からの物品等の調達に積極的に取り組むよう指導すること等により障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

２　障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

公正取引委員会においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

⑴ 調達方針の適用範囲

調達方針は、全ての部局及び地方事務所等に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）は、別紙１の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

⑵ 随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第９９条第１６号の２を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害

者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第４３条第１項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

⑶ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、別紙２のとおり推進本部を設置し、官房総務課会計室が事務局を担当する。

なお、推進本部においては、１の目標達成に向けて、設定した目標に対する進捗状況の管理等を行うとともに、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

⑷ 地方事務所等における調達の推進

地方事務所等において使用される物品等については、地方事務所等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方事務所等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

⑸ 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

ア　各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を官房総務課会計室に報告する。

イ　官房総務課会計室は、アによる各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第７条第１項に基づき、その概要を速やかに公正取引委員会ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

別紙１

【物品・役務の品目分類】

種別	品目	具体例
物品	①　事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍　等
	②　小物雑貨	清掃用具、防災用品、非常食、花苗　等
	③　その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台等上記以外の物品
役務	①　印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷　等
	②　クリーニング	クリーニング、リネンサプライ　等
	③　清掃・施設管理	清掃、施設管理　等
	④　情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし　等
	⑤　その他のサービス・役務	仕分け・発送、印刷物折り、筆耕、文書の廃棄、資源回収・分別等上記以外のサービス・役務

【調達先の分類】

a	就労継続支援Ａ型・Ｂ型	障害者総合支援法第５条第１４項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第５条第１３項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第５条第７項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第５条第１１項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第５条第２５項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第２条第１号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第１８条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
b	共同受注窓口	受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う組織
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

別紙２

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

《 推 進 本 部 》

本 部 長 ： 官房総括審議官

副本部長 ： 官房総務課長

本 部 員 ： 官房総務課会計室長

経済取引局総務課長

経済取引局取引部取引企画課長

審査局管理企画課長

事 務 局 ： 官房総務課会計室

《 調達担当部局 》

官房総務課会計室

調達担当課室

地方事務所等